

掛川市条例第24号

掛川市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年9月20日

掛川市長

(別紙)

掛川市手数料条例の一部を改正する条例

掛川市手数料条例（平成17年掛川市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（手数料の減免）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 市長は、第13条の2各号に掲げる手数料<u>（同条第1号イに掲げる手数料を除く。）</u>について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該手数料の全部又は一部を減額することができる。</p> <p style="text-align: center;">（建築基準法による手数料）</p> <p>第13条の2 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づく事務に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p><u>(4)</u>（略）</p> <p><u>(5)</u>（略）</p> <p><u>(6)</u>（略）</p> <p><u>(7)</u>（略）</p> <p><u>(8)</u>（略）</p> <p><u>(9)</u>（略）</p> <p><u>(10)</u>（略）</p> <p><u>(11)</u>（略）</p> <p><u>(12)</u>（略）</p> <p><u>(13)</u>（略）</p>	<p style="text-align: center;">（手数料の減免）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 市長は、第13条の2各号に掲げる手数料について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該手数料の全部又は一部を減額することができる。</p> <p style="text-align: center;">（建築基準法による手数料）</p> <p>第13条の2 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づく事務に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p><u>(4) 第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係に関する特例の認定の申請に対する審査 1件につき27,000円</u></p> <p><u>(5)</u>（略）</p> <p><u>(6)</u>（略）</p> <p><u>(7)</u>（略）</p> <p><u>(8)</u>（略）</p> <p><u>(9)</u>（略）</p> <p><u>(10)</u>（略）</p> <p><u>(11)</u>（略）</p> <p><u>(12)</u>（略）</p> <p><u>(13)</u>（略）</p> <p><u>(14)</u>（略）</p>

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）第1条の規定の施行の日から施行する。